

Title	フルドリヒ・ツヴィングリの神学思想における"Gemeinde"概念について
Sub Title	Was ist die Gemeinde? Über die verschiedenen Begriffe "Gemeinde" in den Schriften Zwinglis
Author	野々瀬, 浩司(Nonose, Koji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.66, No.3 (1997. 3) ,p.129(449)- 146(466)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970300-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フルドリヒ・ツヴィングリの 神学思想における „Gemeinde“ 概念について

野々瀬 浩 司

(1) はじめに

ペーター・ブリックレの「共同体宗教改革論（„Gemeindereformation“）」が公にされて以来⁽¹⁾、宗教改革史研究においては、以前の教会史、神学思想史、そして、国制史を中心とした伝統的な分析方法だけではなく、社会史として総合的な角度から、特にその担い手となつた平民（Gemeiner Mann）の立場で幅広く考察する傾向が一層強まつた。⁽²⁾さらに、このブリックレの理論によつて、都市、特に十六世紀初に比較的より多くの自治を獲得していた帝国都市の政治・経済・社会的な構造との関連に重点が置かれてきた。従来の研究状況に対しても、農村にまでその視野を拡大し、「共同体」という共通の概念によって都市と農村の宗教改革運動を総合的に把握するこ

フルドリヒ・ツヴィングリの神学思想における „Gemeinde“ 概念について

意識の中で信仰共同体と生活共同体とが具体的に重なり合つてゐる点等を軽く言及するに留まつてゐる。⁽⁴⁾

従つて、本稿はツヴィングリの「共同体論」、具体的には“Gemeinde”と云ふ言葉を云ふのような文脈で使用しているのかについて分析し、その成果に基づいて「共同体宗教改革論」の有効性の問題に関して一つの題材を提供しようという試みである。ただし、それに付随した彼の壮大な神学体系全体に関しては、具体的には教会論（洗礼論、聖餐論等）、国家論、そして、法概念等については問題が拡散してしまつ⁽⁵⁾危険性があるので、可能な限り言及しないこととする。また、対象となる史料は、公刊されているツヴィングリ全集に収められている著作のうちで、聖書注解や手紙を除いたドイツ語の文献に限定する。本来ならば、ラテン語の著作も参考すべしではあるのだが、ドイツ語の“Gemeinde”と云ふ言葉とそれに相応すると思われるラテン語の様々な表現、例えは“ecclesia”、“commune”、“communitas”、“communio”、“participatio”、“societas”、“consortium”等の単語との間の語的な相關関係、あるいは、それらのラテン語の言葉自体が持つ古い歴史的な表現豊かな意味の広がりについて考慮し、分析するためには、紙面上の制約もあり、

従つて、本稿では割愛せしむ。⁽⁶⁾

それではまず、概念整理のための便宜的な観点から、ツヴィングリが“Gemeinde”と云ふ言葉を、世俗的な対象に用いた場合と、信仰に関する事柄のために使用したケースとを分けて、考察してみたい。⁽⁸⁾ ただし、元来ツヴィングリは思想的に政治共同体と信仰共同体との間の明確な区別と云ふものを余り構想しておらず、しかも、より後期になるとほとんど両者を同一視していた傾向があるので、このように分類する以上、自体が本稿の主題ではないことは、予め言及しておく。

注

(1) Peter Blickle, *Gemeindereformation. Die Menschen des 16. Jahrhunderts auf dem Weg zum Heil*, München 1985; ders., *Die Reformation im Reich*, 2. Auflage, Stuttgart 1992. 後者の文献には邦訳として、田中真造／増本浩子共訳『ドイツの宗教改革』(教文館、一九九一年)がある。

(2) 半既(Gemeiner Mann)の概念としては、以下箇所に詳しく述べ。Vgl. Robert H. Lutz, *Wer war der gemeinsame Mann? Der dritte Stand in der Krise des Spätmittelalters, München-Wien 1979*; Peter Blickle, *Die Revolution von 1525, 3., erw. Aufl., München 1993*, S. 191-195.

(3) Heinz Schilling, *Die deutsche Gemeindereformation*.

Ein oberdeutsch-zwinglianisches Ereignis vor der „reformatorischen Wende“ des Jahres 1525?, „in: *Zeitschrift für Historische Forschung* 14 (1987), S. 325-332.

Historische Forschung 14 (1987), S. 325–332.

Blickle, *Gemeindereformations*, a.a.O., S.141-142.
） フライヘルの教義論は隠して専門的に取り扱った古
典的文庫として、A. ハルナーハウゼンが著した。
Vgl. Alfred Farner, *Die Lehre von Kirche und Staat bei
Zwingli*, Tübingen 1930.

また、ツヴィングリの教会論に関しては、本稿ではその他に以下の研究書等を参照した。Vgl. William Peter

Stephens, *Zwingli. An Introduction to his Thought*, Oxford

geschichte des mittelalterlichen Dorfes, Zweiter Teil: Dorfgeschichte und Dorfgemeinde, Köln 1962, S.13-20.

(Caiarendon), 1992, S.111-122 ; Jacques Vincent Pollet, *Huldrych Zwingli et le Zwinglianisme*, Essai de synthèse historique et théologique mis à jour d'après les recherches récentes, Paris 1988, S.114-161, S.364-377 ; Jacques Courvoisier, *Zwingli. Théologien Réformé*, Neuchâtel 1961, S.52-67.

(σ) Vgl. Farner, *Die Lehre von Kirche und Staat bei Zwingli*, a.a.O., S.113, S.119, S.130 ; Lee Palmer Wandel, „Brothers and Neighbors. The Language of Community in Zwingli's Preaching“ in : *Zwingliana. Beiträge zur Geschichte*

Zwinglis der Reformation und des Protestantismus in der Schweiz Band 17, Heft 3, Zürich 1988/1, S.372; E. ニコラ・サーゾ著／森田安一訳『ツヴァイングリの人と神学』(新教出版社、一九八〇年) 五七頁。

(11) 世俗的な概念としての „Gemeinde“

ツヴァイングリは、隠修士のよみに信仰の純粹を維持するため、人里離れた荒野で孤独な生涯を過ぐした人物ではなく、むしろ、彼の構想していた宗教改革の進展のために、現実世界の中で具体的な諸難問と遭遇し、真剣にそれらと格闘した聖職者であつたので、当然脈の中でも使用してゐる。

第一にツヴァイングリは、農村共同体に関わる概念として、„Gemeinde“という言葉を適用してゐる。彼自身が、

トゥッゲンブルク地方のヴィルトハウス(現在のザンクト・ガレン州)となる農村の出身であることを考えれば、この用法が最も身近な生活観に基づいた、ある意味では郷愁を誘う概念であつたことだろう。例えば、以下のよへど、„Gemeinde“という言葉を用いてゐる。「傭兵隊長は、自己本位であつてはならない。ところのわ、もしやうでなかつたならば、彼は自分にとの利益となる以外は、

たとえそれが全連隊にして最良のものであつたとしても、何もなれなくなるのである」。また、共同体に属する打ち破られた臣民達に対しても、連隊の恥となることをも行い、人々に對して悪事を働く、富裕な者から財産を奪つて破滅させ、貧しい者を排斥し、完全に打ち砕いてしまつ」とであろう⁽¹⁾。ノルマで使われた「共同体」という言葉の意味は、明らかに戦いに敗れて傭兵達に略奪されている民衆達の生活母体を意味している。その他に、ツヴァイングリは、生活共同体という社会的な存在それ自体だけではなく、その組織に属する個々の構成員の総体として、つまり、「人々の集まり」や「住民」という意味として用いてゐる。概してツヴァイングリの用いる„Gemeinde“という概念は、非常に多義的でその意味や具体的な対象を確定し難いことが多い。

ただし、山脈に囲まれた原初三邦等のスイス中央部では、„Gemeinde“自体が、生活共同体という意味だけではなく、政治的な立法機関としての議会(Landsgemeinde)や統治組織的な役割を持つており、ツヴァイングリもそれに該当する用法として、例えば、„Gnedigen lieben heren, amman, rat und gmeind zu(o) Schwyz.“ といふ形で、この用語を使用してゐる。⁽²⁾この用法は頻繁に使用

され、上述の農村邦のシュヴァイツの他、ウーリ、ウンターヴァルデン、ツーク、グラールス、アッペンツェル、⁽⁴⁾ ツッゲンブルク等の地域に対しても使われてゐる。

次にツヴィングリは、"Gemeinde" とは、農村共同体のみに関する概念ではなく、都市の共同体や回職組合についての言葉を用いてゐる。その際、恐らく彼が実生活を過へてゐたツンフト支配型の都市チューリヒの内部にあつた様々な共同体のことを、つまり、職能代議制によって市政に対して直接的な影響力をもつてゐたツンフトやそのような機能を持たない仲間団体等を念頭にいれていたと推察される。チューリヒ以外にも、ベルン、ルツエルン、バーゼル、フリブール、ゾーロトウルン、シャフハウゼン、ザンクト・ガレン、ブレムガルテン、メリンゲン、ラッパースヴィル、リヒテンシユタイン、エルザスのミュールハウゼン等の諸都市の共同体に対する用ひられている。⁽⁵⁾

しかも、ツヴィングリの著作内の文脈において判断する限り、彼が特別に意識的に農村と都市の "Gemeinde" について性質上の区別を行つた形跡はほとんど認められず、むしろ、この言葉を両者の包括的な概念として用ひている印象は否めない。例えば、"in sunders für unsere

フルドリヒ・ツヴィングリの神学思想における "Gemeinde" 概念について

gnädigen herren, ein burgermeister, einen eersamen, wysen radt diser statt Zürich und ein gantze gmeind, es sye in der statt oder uff dem land.⁽⁶⁾ あらうぞ、"Den frommen, vesten, ersamen, wysen burgermeister, schuldheissen, ammannen, räten, burgeren und gemeinden zu (o) Basel, Friburg, Solendurnn, Schaffhusen, Abtzell, ouch dero verpündten und zu (o) gwandten." 等と表現してゐるのである。両者の "Gemeinde" の政治的な形態としての実際上の内実の相違にもかかわらず、例えば、都市のツンフトでは市参事会に対する発言権や政治的な自治権が比較的多く認められていたのに対し、農村では領主制支配の下での共同体の従属関係が相対的に強かつたりと等の違いがあつたのにもかかわらず、ツヴィングリの意識の中ではほぼ同じ特質を持つた一つの空間であつたのであろうか。

そして、ツヴィングリ自身が、そのような生活空間、すなわち、"Gemeinde" を基盤とした政治社会的な形態が、古代ギリシャ・ローマの時代よりも共有されていたと考えてゐた痕跡も、以下の箇所などに見られる。「古代の異教徒の世界においても民衆達は、（天から使われ

れた警告者を)、つまり、彼がその誠実な人柄から諸共同体の中で価値のある演説を行えば、民衆を悪徳から守り、美德へと誘うような人物を持つていたのである」と。ここで述べられた警告者とは、ユダヤ教の預言者に類似した存在として、恐らくアテネ市民にとつてのソクラ特斯のような人物を念頭に置いていたのであり、従つて、その時代の共同体とは、ギリシャの都市国家としてのポリスやその中のアゴラでの会議、あるいは、共和制時代のローマの元老院のことではないだろうか。

最後に、ツヴィングリの共同体論は、都市や農村の共同体といつた狭い概念に留まらず、より広い包括的な対象をも問題にしていたのである。特に以下の文章は、注目すべき表現を含んでいる。「スイス盟約者団は、まるで一つの都市、一つの統治体、一つの共同社会に等しい存在である。まさに全ての者が等しく自由である一つの統治体の支配下にあって、ある者が恥知らずにも罪を犯し、法を抑圧しながらも、罰せられずにいるならば、その罪の責任をその共同体全体が負うことになり、従つて、全ての者に対して法的な弾劾と告発がなされ、そのため神も共同体全体を罰せられることになる。それ故にまさに（カトリックに留まっている）五邦の振る舞いは、⁽¹⁰⁾

讃れある盟約者団にとつて神を冒瀆し、破滅をもたらすものであるから、私たち（チューリヒとベルン）は、かの五邦の者達が罰せられるか、さもなくば、私たちが彼らと共に根絶されるかという現状であることを認めねばならない。なぜなら、私たちは、彼ら五邦の人々の共同市民として共同の責任者、法的な仲間、そして、兄弟団の同僚の⁽¹¹⁾ごとき存在だからである」。ここで明かなように、ツヴィングリ自身の意識の中ではまさに „Eidgenossenschaft“（スイス盟約者団）それ自体が、一つの共同体であつたのである。しかしながら、当時それは、主要な十三邦によつて構成された緩やかな政治的な同盟組織であり、信仰問題によつて分裂し、対立しており、従つて、とても統一のとれた一つの連邦国家とは表現できないよう⁽¹²⁾な存在であつたのである。それにもかかわらず、ツヴィングリは、盟約者団それ自体が、彼の抱いていた信仰によつて神のために奉仕する一つの共同体であるべきだと考えていたのである。そして、そのような共同体は、神聖ローマ帝国領内全土にも、あるいは、異教の世界にも、そして、世界全体にまでも拡大すべき概念であつた⁽¹³⁾のであろう。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

注

(1) 原文は次のように表現されている。"Er ()

nauptuam) soi mit eigennützig sin ; dann wo imm anderst, ob wurd er nütz tu(o)n, denn das zu(o) sinen nutz diente, ob es glych gemeinen regiment das aller best wär, och gegen den überwundnen und undertanen der gemeind des regiments schand ynlegen,die lüt übel halten, die rychen ver-derben, die armen vertringen und gar ze nüt machen.“

B4612 C 210

(ZSW., Bd. 3, S. 579.) に文書の現代訳文は、以下

Samuel Lutz (Hgg.), *Huldrych Zwingli: Schriften*, Bd.3, Theologischer Verlag Zürich, Zürich 1995, S.26.

(—) vgl. *ZDM*, Bd. I, S. 113, ebenda, Bd. 2, S. 44f., S. 44/4; ebenda, Bd. 3, S. 435.

(3) Ebenda, Bd.1, S.165.

(4) その他同様の用法として以下の箇所などが挙げられる。

Vgl. ebenda, Bd. I, S. 167; ebenda, Bd. 2, S. 14; ebenda,
Bd. 4, S. 53, S. 56, S. 382 (Z⁸): ebenda Bd. 6/2 S. 444

(Z.5), S.566 (Z.18); ebenda Bd. 6/3, S.317.

(5) Vgl. 森田安一著『スイス中世都市史研究』(山川出版
社、一九七二年)。

(6) 以下の箇所なゲーリー、 Gemeinde という言葉の同様な

使用例が認められる。Vgl. ZSW, Bd.3, S.397; ebenda.

Bd.4, S.206 ; ebenda, Bd.5, S.10, S.79 ; ebenda, Bd.6/2,
S.263, S.419, S.444 (Z.3) ; ebenda, Bd.6/4, S.185 (Z.1).
又、本文母の整理は十回の題名の並びで、「一」は

フルドリヒ・ツヴァイングリの神学思想における“Gemeinde”概念について

ウゼンとリヒテンシュタイン以外は、全て現在のスイス

(7) Eberda Bd A S 714 71E

(8) Ebenda, Bd.4, S.114-115.
“ハンガリが、都市邦と農村邦両方の „Gemeinde“ も、同一のカナード連邦として認めねばならぬ。Vgl. ebenda, Bd.3, S.319, S.477, S.482, S.551; ebenda, Bd.4, S.686, S.697; ebenda, Bd.5, S.254, S.443 (Z.1); ebenda,

(σ) 風文は、次の如きに取次る。 „Ja ouch by den
heyden habend sy söliche menner gehept, die uss trüw in
den gemeinden thüre reden thättend, daß das volck vor
lasten vergoumet unnd zu(o)tugenden gezogen wurde. De-
ren vil by den Griechen unnd Rhömern, so man die histo-
rien lißt, funden werdend.“ (ebenda, Bd.6/2, S.300.)

(10) 五邦とは、当時チューリヒ市と敵対していたスイス山間部にあるシュヴィーツ、ウンターヴアルデン、ウーリ、ツーク、ルツエルンのことである。

(二) Vgl. ebenda, Bd. 6/5, S. 233-234. 無事の如く此の如き。
云々。 „Es ist ein Eydgno-
schaft glych wie ein statt und ein regiment und ein genos-
same. Wo nun in einem regiment, da jederman glych fry
ist, jeman unverschamt sündet und das recht undertrückt
und der selbig nit gestraft wirt, so behafftet die sünd die
gantzen gmeind, also das man die ansprach und klag an sy
alle hatt, und straftt ouch gott die gantzen gmeind

一三五(四五五)

darumm. So nun ir, der 5 orten, wesen gotzlesterlich und verderplich ist einer loblichen Eydgnoschafft, so mu(e)ssend wir sehen, das sy gestrafft, oder (wir) mit innen usgerütet werden; dann wir sind als ire mitburger mithafften, mitgsellen und bru(e)der.“ ハの文章の邦語は、『宗教改革著作集五一「カレハゲニルの周辺」』(教文館、一九八四年) 1178頁に所収われてゐるが、本稿では私自身がハのトーマに沿ひた形で改訳した。まだ、ハリヤ用ヒルネトジノ „genossame“ ハシハ 邦葉は „Gemeinde“ ハ本來別の単語ではあるが、ハの文脈上では此回意語として使用われてゐる。ハリハド、„genossame“ ハシハ単語自体の語学的な特徴ヒリコトサマ、ハトの文献に記して置及べれトシ。Vgl. Bader, *Dorffgenossenschaft und Dorffgemeinde*, a.a.O., S.3-13.

(12) ハシハ 邦葉 “die gantz gemeynd einer loblichen Eyd-

gnoschafft” (ZSW., Bd.5, S.292.) ハシハ 表現等ヒリベイズ 聖約者団の一体性ヒリハ単界觀を眞ルハガヤル。

(13) ハの同盟の内実は、現実には内容上異なる十個の同盟關係の総体ヒリカツ、最終的にはハカハベ革命期まで存続ハルハスナ。Vgl.前掲、森田『ベース中世都市史研究』1-11頁。

(14) ハトの箇所では、シガイングリ皿体が神聖ローマ皇帝の支配トニハ、イスと同様な „Gemeinde“ が広がつてこだヒカルレヒノ形跡が認めハル。 „Zum andren, das man gottes wort mit der leereren verstand und ußlegen nit übergwaltige,sunder, ob gottes wort an eim ort dunckel ist,

ußlege mit gottes wort uß eim andren ort, da es klar ist, wie man dann in allen keiserlichen gemeinden statt- und landsrechten thu(o)t.“ (ZSW., Bd.5, S.12.)

(15) ハシハ 互トの表現などはハシハアハタニセ 邦葉を、半眼觀を如模ヒ表レヒコヘハ取ル。 „sunder so wüssembar ist, das alle gemeinden in aller welt darumm gehalten werded, das der gemein man auch dörffe zu (o) den dingen, die an gemeind gebracht, raten und reden, vil me zimpt uns in diser schwären zyt, da unser seel, eer, lyb und gu(o)t in gewar stat, mit vergunst üwer, unser lieben herren, von unseren dingen nach notturfft reden.“ (ebenda, Bd.6/4, S.185-186.)

(11) 邦葉ヒ語ハノ概念ヒトセ

“Gemeinde”

ハシハハゲニサ、ヒリヒリ „Gemeinde“ ハシハ 邦葉を、

“Kilchhöri” & „Kirche“ ハムの信仰共同体 (Pfarrgemeinde) を意味する単語ヒリヒリ回義語ヒリヒリ並列的に使用ヒリ。ハモハ、それは彼ヒリヒリ現実に地上に存在する個々の共同体や教区を意味してこだが、その実際的な内実は、牧師の説教の内容を監視し、信徒達の生活を見張り、全体ヒリヒリ教会に関する事柄ヒリヒリ決定する権限 (ius reformandi) 等を持った宗教改革の基盤に

映つていたのであつた。また、その共同体には、神の靈の働きと福音の告知によつて眞の普遍的な教会の一部の構成要素を担う可能性が秘められてはいるが、しかしながら、その内部には眞のキリスト者とそうでない者とが混在しており、従つて、再洗礼派の主張するような選ばれた者だけの眞の外的な純潔の共同体とは異なるものである。なぜなら、個々の信徒が眞のキリスト者であるのか、それともそうでないのかを裁定する能力は、唯一神の権能に属することであつて、従つて、そのような行為 자체が、人間の側からでは判断不可能なことであるからである。⁽³⁾

また、具体的にその共同体は、洗礼や聖餐等のサクラメントを実施する場であり、しかも、天国への扉を開き閉じる権限、つまり、破門(Kirchenbann)の決定権を所有し、十分の一税に関する問題を実際に処理し、教義内容を自ら選択し、それにふさわしい説教師を選出する権限を保有すべきものであつた。しかしながら、そのような教会に関する事柄に対して、ツヴィングリは無条件の決定権を共同体に認めたわけではなく、預言者の教師の発言権、つまり、聖書に精通した知識人の役割も大幅に承認している。⁽⁷⁾ そのような信仰共同体としての

“Gemeinde”を十六世紀初頭の世界だけではなく、古代原始キリスト教世界の教会、例えば、エルサレム、コリント、ガラテヤ、ファイリピの諸教会、さらには、その対象を拡大して一つの信仰共同体としてのイスラエル民族全体に対しても使用している。⁽⁹⁾ 従つて、ツヴィングリの心中では、現在の自分達の教会と原始キリスト教社会との間の連続性が強く意識されていたのであり、さらには、眞の共同体の在り方の原型をそこに求めていたのである。

興味深いことに、ツヴィングリにとつて異端として排斥すべき対象であつた再洗礼派の信仰共同体、つまり、選ばれた者達だけが自覺的に集い、財産共有制に基づいて原始キリスト教社会への回帰を試みた共同体(Gütergemeinschaft)に対しても使用しているのである。⁽¹⁰⁾

しかしながら、別の箇所でツヴィングリは、(使徒行伝の二十四章五節・十四節と二十八章二十二節を引用して)自己の正当性を主張した再洗礼派の人々の共同体を、“ein gemeind einer christlichen kilchen”に対立する概念である分派(“Sekte”)として、その分離主義的性格を鋭く批判している。つまり、本質的には再洗礼派の共同体は、ツヴィングリの抱いていた共同体からは脱落した異

質な存在であつたのである。

ツヴァイニングリの „Gemeinde“ 概念が最も典型的に表れてゐるのは、一五三一年に執筆した「『六十七箇条の提題』の注解と論証」という著作の第八条についての詳解にある。「私たちが今日『教會(die Kirchen)』と呼称してゐるのを、旧約聖書ではしばしばく『ライ語で „kahal“ ある』⁽¹³⁾。」⁽¹⁴⁾『makhal』⁽¹⁵⁾ やギリシャ語では „ecclesia“⁽¹⁶⁾ ラテン語では „concio“⁽¹⁷⁾ と呼んでゐるとは、御

とした人間の集合的な様態に使用しているケースは、その他にも頻繁にみられるが、また、特別に „gemeinder“ (会衆) や „mitgemeinden“ (同僚) という表現を使つてより明確にその意味を強調している場合もある。

その同じ著作の中で引き続いてツヴァイニングリは、 „Gemeinde“ ふつゝ語葉の持つての意味、すなわち、すばに本稿で上述したドイツ語の „Kilchbör“ やラテン語の „parochia“ に該当する居住地によつて決定される実在の可視的な共同体 (教区、聖堂区、牧師管区) とする一つ別の異なる不可視の教会つまり、イエス・キリストによつて神の岩の上に建てられ、その体と死に与る構成される共同体について説明してゐる。当然その共同体は、しみやしわとは全く無縁な神聖を保ち、そして、この中に属する者は、決して地獄に落ちられることがなく、永遠の生を与えられるのである。しかしながら、その共同体は、地上においては肉的に結合せざり不可視のままで散在し、神のみが認識し、神の靈と福音への信仰によつて一つの集いとして結びつけられてゐるのであり、それ故に、古代の教父達の権威には立脚しないのである。ふつゝ語葉を、土地を媒介とした制度ではなく、信仰を基づいて、たゞえインド人であつてもキリストに対する正

しい信仰を持つていれば、そこに参加する」といふのである教会であり、すなわち、あらゆる時代や全ての地域に生れる真のキリスト者を包括し、最後の審判の時までは一ヵ所に集合しないものである。つまり、これは、キリストの配偶者としての普遍的な唯一の教会 (ecclesia catholica)、すなわち、「使徒信条」の中で描寫された「聖徒の交わり (sanctorum communio)」のことであり、従つて、教皇や司教達の行う宗教會議はそれに該当しない。しかしながら、それは、決して到達不可能な理念的概念の中の世界、例えば、プラトンが描写した「イデアの国」のような存在ではなく、真の神の言葉が語られることによつて、可視的な共同体となり、実現可能な实体へと変貌しうるものなのである。⁽¹⁸⁾

また、ツヴィングリは、ルターとの間に生じた聖餐論の解釈の相違を述べて、„Gemeinde“ による言葉を用いて、特にそれを「コント人への第一の手紙」の十章の独訳に利用して自説を主張してゐる。「パウロは、それ以前の箇所で gemeind や gesellschaft と曰ひ呼んだものを、今や (『コント人への第一の手紙』の十章十七節で) 多くの人々の集まり (die menge) や大勢の一団 (den hufen) と名づけてゐる。つまり、そのことから、彼がキリスト

リストの血の授与について言及したのではなく、gemeind について語つたのであり、従つて、私たち自身が、キリスト教的な集団、教会、交わり、すなわち、キリストの血と体の gmeind であることが御分かりになると思う。それ故に、偶像の体や交わりやその gmeind の下に集つたとは、私たちには全くふれわしないことではないのである。パウロは (『コリント人への第一の手紙』の十章十七節で) 『私たちは、一つのパンであり、一つの体である』とも述べている。パウロ自身は彼が以前に言及したそのパンが、私たちキリスト者それ自体であると述べてゐるにもかかわらず、一体誰が、この箇所でパウロがキリストの体を裂いて授けることについて言及する意図を持っていたと解しよう。私たちは同じ一つのパンであるのに、一体どのように裂かれて授与されるとどうのであるうか。あるいは、私たちが相互に食ひ合うとどうのであるうか。その意味は、神に感謝を述べて葡萄酒を飲む行為それが自体が、キリストの血の gmeind に他ならぬふうことである。つまり、神に感謝を述べながら葡萄酒に満たされた杯を手に持つて心を打ち明ける者が、キリストの血の交わりに属してゐるのである。従つて、私たちがパンを裂いている

ときには、私たち自身がキリストの体の教会、つまり、その gmeind なのである。というのも、私たち自身、つまり、多くのキリスト信徒それ自体が、(キリストの) 全ての gmeind であり、一つのパンであり、体であるからである。

どのようにパウロが、(十字架上のキリストの) 真の体、つまり、サクラメントの体から、寓喩的にそれとは別に理解されるべき体である私たち自身へと移つていったのかを理解して欲しい。そして、どのように私たちがキリストの血と体の gmeind であるかという経緯だけではなく、なぜそうであるのかという原因をも教えることにしよう。その理由は、私たちが、(つまり、聖餐式に参加している全ての兄弟達である gmeind が) 一つのパンから互いに分かれているからである。つまり、私たちに明らかになつたのは、キリストの体を裂いて授ける」とについて語つたあらゆるたわごとが、まるで霧のように根拠のない主張だということである。なぜなら、パウロは、キリストの体の gmeind である私たちは、一つのパンから分かれているとは述べているが、私たちがキリストの体を互いに分けるとは述べてはいないからである⁽¹⁹⁾。

ツヴァイングリの聖餐論に関しては、このでは問題の所在が異なるので、詳細には言及できないが、この引用箇所ではカトリックの化体説やルターの共在説に対しても、パンと葡萄酒にはいかなる意味においてもキリストの血と体が実在することはなく、ただそれを象徴する記号に過ぎないという彼独特の象徴説が主張されていることは間違いない。つまり、その思想とは、キリストが現在するには、サクメントの中においてではなく、それに参加している人々の信仰の中に見られるという信仰中心の主義的な聖餐論である。⁽²⁰⁾ただし、ここで最も注目すべき点は、その聖餐論自体の論理的整合性や信仰的な深さという問題ではなく、むしろ、"Gemeinde" という言葉が彼の主張の中でも極めて重要な役割を演じているその事実である。しかもその上、しばしばその言葉が、実際の意味を明確には確定できない文脈の中で用いられ、非常に多義的な広がりや曖昧さ、つまり、邦語で表現すれば、「参加」「交わり」「多くの人々の集い」「共同体」「教会」という多様な翻訳が可能な余地を残しているにもかかわらず、根本的には現実に存在する生きた人間やその集団を基軸にした概念なのである。ただし、たとえその聖餐式を実際にに行う場は現実の可視の共同体であつ

ても、ハリハリ表現された „Gemeinde“ とは、幾つかの場合にはキリストに連なる不可視の眞の共同体を意味してゐると考えられる。⁽²²⁾しかしながら、それは、可視の教会とは決定的に断絶した空想の世界の產物ではなく、現実

の世界との間に著しい連續性を持つていた存在であるハ
とは再認識しておくれやであろう。つまり、キリストの
体とは、パンの中にあるのではなく、聖餐式での共同の
食事という形で、そこを集めた共同体の中にあると考
えていたのである。⁽²³⁾その全共同体内で神の現
在とは、具体的にはキリスト者の相互の兄弟愛という信
仰のあかしを意味していたのである。従つて、総体的に
ツヴァイングリの聖餐論の中には、空虚な神学的抽象論や
神秘主義的な非合理性とは全く異なつた生活に根ざした
実際主義的な要素が強く認められ、それ故に、ハリハリ表
れた彼の主張とは、現実に彼が日常的に社会生活を営み、
靈的な指導者として活動してゐた „Gemeinde“ とする一
つの世界での具体的な実体験に基づきながら、神によ
て自分に啓示された内容を意識的に口ゴス化した成果で
あつたのである。そのような点を考慮に入れるならば、
マールブルクの会談で彼の象徴説をルターによつて反駁
されたことは、ツヴァイングリがその時まで実社会の中で

葛藤してゐた全ての信仰生活の軌跡を根底から否定され
たハリヒに等しかつたのではないだらうか。

注

(1) ハリヒのよくなじいの単語の並列的な使用は、以下の箇所等に見られる。Vgl. ZSW., Bd.2, S.126, S.277, S.280, S.281, S.283, S.301, S.682; ebenda, Bd.3, S.374, S.534; ebenda, Bd.4, S.31, S.69.

中世後期になると、村落共同体と信仰共同体との結びつきが濃密になり、その結果しばしば両者の形態が外見上同一であるかのよくなり合へ傾向となつた。また、一般的に „Kilchhöri“ という特別な形をとつたスイスの信仰共同体には、固体法的で共同体的な思考性 (Verbandsrechtlich-genossenschaftliche Denkweise) が強く、特に単居定住農家や散居型小集落 (Hof- und Streusiedlung) が多く地域では、そのよくなじい形態の共同体形成が進んでいた。Vgl. Bader, Dorfgenossenschaft und Dorfgemeinde, a.a.O., S.188—193.

(2) Brunschweiler/Lutz (Hgg.), Huldrych Zwingli: Schriften, Bd.1, a.a.O., S.447 (Ann.74).

(3) Vgl. Farner, Die Lehre von Kirche und Staat bei Zwingli, a.a.O., S.6-7.

(4) ZSW., Bd.2, S.120, S.276ff, S.335, S.682; ebenda, Bd.4, S.427.ただし、シカイヘンゲリは、破門の主要な目的を教會全体の維持やその浄化に置かず、むしろ、罪を犯されたことは、ツヴァイングリがその時まで実社会の中で

した人間の悔改を中心とした聖體論を設定した
◎ Vgl. Stephens, *Zwingli*, a.a.O., S.117.

(15) Vgl. ZSW, Bd.2, S.613 ; ebenda, Bd.3, S.374-469 ;
ebenda, Bd.4, S.348.

(16) Ebenda, Bd.3, S.78 ; ebenda, Bd.4, S.75-77.

(17) Ebenda, Bd.4, S.426-427. ジ 聖體論は、近代的な憲法に基づいて民主主義の原理や多數決の原則ではなく、神の靈に託されたカルマ説 (Die pneumatisch-charismatische Gemeinde) が重視されたからである。Vgl. Farmer, *Die Lehre von Kirche und Staat bei Zwingli*, a.a.O., S.14, S.21.

(18) ZSW, Bd.2, S.446, S.447, S.682 (Z.20), S.683 ; ebenda, Bd.4, S.404, S.424, S.426.

(19) Ebenda, Bd.2, S.277 ; ebenda, Bd.4, S.422.

(20) Ebenda, Bd.3, S.78 ; ebenda, Bd.4, S.207, S.211, S.432.

(21) Ebenda, Bd.6/1, S.555.

(22) Ebenda, Bd.2, S.56. ジ 聖餐の現実性へと詮説が、云々の翻訳である。Vgl. Brunschweiler/Lutz (Hgg.), *Huldrych Zwingli: Schriften*, Bd.2, a.a.O., S.64. ただし、別の場所では、カルマ類似の體理を展開している。Vgl. ZSW, Bd.3, S.69ff.

(23) Vgl. ebenda, Bd.2, S.277, S.301 ; ebenda, Bd.4, S.704, S.808, S.809.

(24) Vgl. ebenda, Bd.6/2, S.231, S.233.

(15) Ebenda, Bd.2, S.56-58. ジ ジ 11種類の

“Gemeinde” による記述は、以下のように記され
る。Vgl. ebenda, Bd.2, S.682-689 ; ebenda, Bd.3, S.47ff.

(16) Ebenda, Bd.2, S.62.

(17) Ebenda, Bd.2, S.682.

(18) Vgl. Farmer, *Die Lehre von Kirche und Staat bei Zwingli*, a.a.O., S.3-5 ; Courvoisier, *Zwingli*, a.a.O., S.57. 基本的にシガーハウスは、大公議 (concilium) の役割を評価せず、具体的な宗教問題は、神の靈を通じてのキリスト教徒の信仰を理論的に構築した。Vgl. ZSW, Bd.1, S.127 ; ebenda, Bd.2, S.448 ; ebenda, Bd.3, S.77.

(19) Ebenda, Bd.6/2, S.232-233. ジ カルマ説が、聖餐論の場所が多々ある。Vgl. ebenda, Bd.6/1, S.324-334 ; ebenda, Bd.5, S.471 ; ebenda, Bd.4, S.18-24, S.860. また、ジの母でも最後の箇所では、ジの邦語が存在し、前掲『宗教改革著作集五』11回7頁に所収されている。

(20) カトリックの化体説とは、聖餐式においてパンと葡萄酒の偶有性は存続するものの、その全実体はキリストの血と肉の全の実体へと変化するところが教義であり、トリニティ公会議（1545年～1563年）によって確認された。それに対して、ルターの唱えた共在説は、聖餐のサクライメントではパンと葡萄酒の本来の実体は保持された状態であるが、それと同時にその中にキリストの血と肉とが実在するところを主張であり、従つて、マールブルクの会談（1519年）では、より合理主義的な聖餐

論を主張したツヴァイングリと激しく対立したいとは余りにも有名である。

(21) Vgl. Ernst Bizer, *Studien zur Geschichte des Abend-*

mahlstreits im 16. Jahrhundert, Darmstadt 1962, S.13.

(22) ファルナーによれば、一五三〇年頃からツヴァイングリの教会論に大きな変化が生じたが、その背景には、再洗礼派との論争とそれを契機とした予定論の展開、やがては、世俗的な事柄と靈的な問題を混合した神権政治的な国家観(Die theokratische Vorstellung)が前面に登場してゐた事実等が挙げられるのである。

ツヴァイングリの一五三一年～一八年の間の教会論は、全体として三つの段階で展開していく。第一にツヴァイン

グリは、眞のキリスト者の共同体、つまり、キリストを頭とした不可視な眞の教会(ecclesia catholica)を問題にしてゐる。第一に現実に存在する可視的な個々の教会(ecclesia particularis)が挙げられる。第三に挙げられるのは、自分自身をキリスト者であると表面上は信仰告白した全ての人々に対する用いられた教会概念であり、その中には不信仰者が多く混ざっているため、従つて、眞のキリストの教会とはほど遠いものである。この状態に対して神は、最後の審判の時までは小麦と雑草とが一緒に成長する」とを忍耐されてゐるのである。

一五三〇年頃にツヴァイングリの教会論は変化し、第一に「使徒信条」の中の眞の普遍的な教会の概念が、神に選ばれ救済を予定された者達の教会へと発展し、それと同一視する」とになる。次に、キリストに信仰告白をし

た全ての者達の集団が、眞のキリストの教会とは規定できない、「不完全で普遍的な、そして、知覚できる可視の教会(ecclesia sensibilis oder visibilis)」つまり、雑草と小麦とが混在している教会に等しいものと考えるようになったのである。ただし、その中に何人かの優れたキリスト者が属している場合に限つて、その教会はキリストの教会と呼ばれる」ともありるのである。最後に、現実に存在する個々の教会は、そのような不完全な普遍的な可視の教会の中に組み込まれるが、ツヴァイングリにとってそれは、市民的な共同体と等しいものとなつていたのである。Vgl. Farner, *Die Lehre von Kirche und Staat bei Zwingli*, a.a.O., S.3-9.

ツヴァイングリ自身は様々な教会観を抱いていたが、今回は彼の用いたドイツ語の „Gemeinde“ という言葉を適応した用例に限つたので、実質的には一種類のものについてしか言及できなかつた。

(23) Vgl. 前掲、ヒュッサー『ツヴァイングリの人と神学』九十八頁。また、聖餐式をキリスト教共同体の誓約の一つと考え、誓約によって設立されていた当時の都市共同体と同様に、信仰共同体も誓約団体的な性格を保有していだと規定する考え方もある。Vgl. Blickle, *Die Reformation im Reich*, a.a.O., S.56.

(24) Vgl. Wandel, „Brothers and Neighbors,” a.a.O., S.371-374.

(四) 結語

果たしてツヴィングリは、「共同体宗教改革」の担い手である平民達に最も多くの思想的な影響を与えた神学者であったのだろうか。それともシリングの述べるよう⁽¹⁾に、ツヴィングリとルターとの間の神学的な相違は、むしろ、聖餐論のみにあつたのであって、社会倫理に関してはほとんど認められないのであろうか。無論それらの問いに対する正確な返答は、ルター等のその他の有力な宗教改革者の抱いていた“Gemeinde”概念を分析していく現段階では、不可能ではあるが、ただし、当時の民衆の心性の中にツヴィングリやその周辺にいた神学者達の思想的な影響を完全に否定することもまた不可能であろう。

また、今回の分析によつて以下の二点において、ブリックレの「共同体宗教改革論」の有効性が実証されたようと思われる。第一に、農村の出身で、しかも、チューリヒ市で聖職活動をしていたツヴィングリにとつて、都市と農村の二つの種類の“Gemeinde”は、その相違性以上に共通の一つの生活空間として意識されていた形跡があり、従つて、ツヴィングリには宗教改革を都市

に限定しようという意図や都市だけの出来事だという意識は、ほとんど見られない。第二に、蜂起の際の抗議書等にみられる農民達の宗教的な要求とツヴィングリの共同体論は、ほとんど大枠において矛盾しない。というのも、当時の農民達が求めていた諸願望、つまり、純粹な福音の説教、共同体による聖職者の選出権や教義内容の決定権、聖職者の任地定住義務、信徒に経済的負担のかからない教会運営、教会裁判権の削減等の事柄に対しても、ツヴィングリは総じて彼らにほぼ肯定的な見解を示しているからだ。第三に、ツヴィングリの共同体論は、信仰義認と兄弟愛によつてのみ規定されるものであつて、ある一定の社会身分や階級を排除するものではなかつたのであり、平民と呼ばれた全ての人々にも門戸を開いていたのである。従つて、特に神權政治的な傾向が強まる以前は、明らかに彼は平民達とほぼ同様の“Gemeinde”を基盤とする宗教改革を意図していたのである。

しかしながら、ツヴィングリの構想していた共同体と平民達のものとの間に多少の温度差のような不一致が、いや、たとえそれが僅かに感じられても実際には看過できない大きな相違点が見え隠れするのである。第一に、ツヴィングリには可視の現実の共同体に対しては、確か

に世俗的な事柄をも絡めた大幅な宗教的な主権というものを認めてはいるものの、全幅の信頼をそこに寄せているわけではなく、しかも、預言者的な知識人の役割も重んじていることが指摘できる。結局その共同体と真のキリストの体とを完全に同一視することができなかつたのは、アウグスティヌスやルターと共通した現実世界に対する悲観的な人間観というものが根底にあり、それがある意味では平民達による無条件の宗教的自己決定権を承認することまでには至らなかつた要因ではないだろうか。

第一に、ツヴィングリが自ら構想していた信仰共同体から、再洗礼派を除外したことが挙げられる。そもそも西南ドイツやスイスの再洗礼派の扱い手は、農民戦争に参加した人々と同一の社会階層、すなわち、平民に属していたのであり、また、その運動の基本的な性格は、宗教改革の倫理の社会・政治的な実現という「積極的な抗議形態」が、農民反乱の鎮圧によってその挫折を体験したために、世俗の政治的な秩序からの離脱という「消極的な抗議形態」へと移行したものと規定できるのである。⁽⁴⁾

従つて、ツヴィングリによる再洗礼派への攻撃とは、変質し既に少数派へと転落してはいたが、平民達による共同体宗教改革運動の一つの流れに対する冷淡な絶縁状を

突きつけたことを意味しないだろうか。最後に、ツヴィングリの抱いていた „Gemeinde“ 概念は、被支配者としての平民達だけではなく、権力側に参加している社会集団、あるいは、権力機構そのものをも含んでいた。当時のチューリヒ市が領邦権力として周辺農村を支配していく現状を考えれば、その都市を基盤に宗教改革を実践していくためには、権力政治的な要素を捨象していくこととは不可能であったのだろう。結局のところ、ツヴィングリの共同体論は社会的な中上層にいた知識人としての性格をも帶びていたのであり、従つて、平民達の共同体宗教改革は、たとえツヴィングリやルター等の思想的影響の片鱗をとどめていたとしても、サブカルチャー的な独自の世界の中で発展していくものではないだろうか。

注

(1) Vgl. Schilling, „Die deutsche Gemeindereformation,“ a.a.O., S.331.

(2) Vgl. Bläckle, *Die Reformation im Reich*, a.a.O., S.113.

(3) 兄弟愛というのを通して、ツヴィングリは、個々の信仰深いキリスト者の内面においては共同体的なものと個人的なものとが、外面向的なものと内面向的なものとが互いに結合していると考えていたのであり、また、そのような兄弟愛に基づいた共同体は、当時のチューリヒ市に

住むやぐれの人々に開かれんぐれども主張してゐたのであら。Vgl. Wandel, „Brothers and Neighbors,” a.a.O., S.371-374.

(4) Vgl. Blaekle, *Die Reformation im Reich*, a.a.O., S.133.

(5) 蘇西ヤンケリの晩年には、市参事会と結びてゐた神政主義的な思想が強められ、以前には縮めていた宗教的な事柄に対する個々の共同体の権限を縮小せられてゐたのである。Vgl. Farner, *Die Lehre von Kirche und Staat bei Zwingli*, a.a.O., S.13, S.111-134; Pollet, *Huldrych Zwingli et le Zwinglianisme*, a.a.O., S.124ff.